地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会 長 山 根 義 久 (公印及び契印の押印は省略)

# 飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

このことについて、平成 24 年 4 月 9 日付け 23 消安第 6529 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知があったので、貴会会員への周知方よろしくお願いします。

なお、このたびの通知は、昭和63年10月14日付け63 畜B第2050号農林水産省畜産局長通知「飼料の有害物質の指導基準の制定について」を別添写しのとおり改正するため、下記の事項に留意の上、関係者に周知されたい旨、各都道府県知事宛てに通知したので、了知の上、本会会員に対する周知徹底について協力を依頼されたものです。

記

#### 1 鉛の指導基準について

鉛の指導基準については、Codex における「測定の不確かさガイドライン (C/GL54-2004)」に基づき、現行の指導基準の妥当性について検証した結果、当該指導基準を改正することとした。

#### 2 メラミンの指導基準について

今般、飼料中のメラミンの汚染実態調査及び家畜への移行試験の結果が 蓄積されたこと並びに飼料中のメラミンの分析法が確立されたことから、 飼料中のメラミンの指導基準を追加することとした。

> 本件内容の問合せ先 日本獣医師会事業担当 笹川 TEL 03-3475-1601





23消安第6529号 平成24年4月9日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

このことについて、別添のとおり通知したので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につきご協力願います。



23消安第6529号 平成24年4月9日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63 畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)を別紙のとおり改正します。

つきましては、本改正内容について、下記事項に留意の上、貴管下関係者に対し 周知していただきますようお願いします。

記

## 1 鉛の指導基準について

鉛の指導基準については、Codexにおける「測定の不確かさガイドライン (CA C/GL54-2004)」に基づき、現行の指導基準の妥当性について検証した結果、当該指導基準を改正することとしました。

### 2 メラミンの指導基準について

今般、飼料中のメラミンの汚染実態調査及び家畜への移行試験の結果が蓄積 されたこと並びに飼料中のメラミンの分析法が確立されたことから、飼料中の メラミンの指導基準を追加することとしました。

(別 紙) 「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63 畜B第2050号畜産局長通達)新旧対照表